

八王子市ひとり親家庭等子どもの生活力向上事業実施要綱

平成28年6月1日施行

(目的)

第1条 ひとり親家庭及び養育者家庭(以下「ひとり親家庭等」という。)の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。

このため、このようなひとり親家庭等の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、国の「ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱」に基づき、ひとり親家庭等の子どもに対し、社会性や基本的な生活習慣の習得支援及び学習習慣の定着や学習の意欲向上を目指す学習支援等を実施し、ひとり親家庭等の子どもの生活の向上を図る。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は八王子市(以下「市」という。)とし、事業の一部又は全部を母子・父子福祉団体、NPO法人、学習支援を行う企業等に委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は市に住所を有するひとり親家庭等の子どものうち、小学校5・6年生の者(以下「対象者」という。)とする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、対象者の社会性の向上や基本的な生活習慣の習得を目指した体験事業等を行う生活支援を実施するとともに、学習習慣の定着や学習の意欲向上を目指す学習支援を行うものとし、また、必要に応じ、対象者に食事を提供することができるものとする。

(事業の実施体制)

第5条 市は、本事業の実施に当たり、ひとり親家庭等の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有し、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等ができる児童館の職員や教員OB、学生ボランティア等の支援員(以下「支援員」という。)を配置する。

(事業の実施方法)

第6条 市は、次に掲げる方法で事業を実施する。

(1) 支援員は、ひとり親家庭等の子どもが抱える特有の不安やストレスにも配慮しつつ、子どもに対し懇切な生活支援や学習支援等に努めるとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じなければならない。

- (2) 支援員その他この事業の関係者は、相談内容等について、秘密保持に十分に配慮する。
- (3) 事業の実施場所は、児童館や市民センター等とし、良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保する。
- (4) 事業の内容は、午前中に調理や工作などの体験事業等を行う生活支援を、午後に国語、算数などの学習支援を行う。なお、工作等については必要に応じ実費を徴収することができる。
- (5) 支援員の確保に当たっては、必要に応じ近隣の大学等の協力を求めることができる。
- (6) 市及び事業の受託者は、支援員に対し、子どもに対する支援に関する研修を行うものとする。
- (7) 食育の観点に配慮するとともに、保健所等の指導に従い、衛生管理に十分に配慮して食事の提供を行う。
- (8) 食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めるものとする。なお、食材費については必要に応じ実費を徴収することができる。

(関係機関との連携)

第7条 市及び事業の受託者は、事業の実施にあたり、必要に応じて母子・父子自立支援員、子ども家庭支援センター、健全育成支援員、学校及びその他の関係機関と連携を図り、各機関の支援に繋げるものとする。特に児童虐待が認められたり、その疑いがある場合には、すみやかに子ども家庭支援センター等に通報をしなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。